

「多文化共生のまちづくり」に向けて ～外国人が増加傾向にある中、先進自治体から学ぶ～

日本に在住する外国人は2018年6月末で約264万人と過去最高となっており、20年前と比較して100万人以上も増加している。さらに、2018年12月に外国人材の受入を拡大するための改正出入国管理法が成立して2019年4月1日から施行される予定であるなど、今後、ますます増加していくことが見込まれる中で、今後の各自治体における「多文化共生のまちづくり」に向けた取り組みの参考にさせていただくべく、外国人集住都市をはじめ、近年、外国人が急増している自治体や地方創生の観点から多文化共生に取り組む自治体の取り組みを紹介する。

〔(一財)自治体国際化協会多文化共生部多文化共生課〕

1

多文化共生の新時代へ

明治大学 教授 山脇 啓造

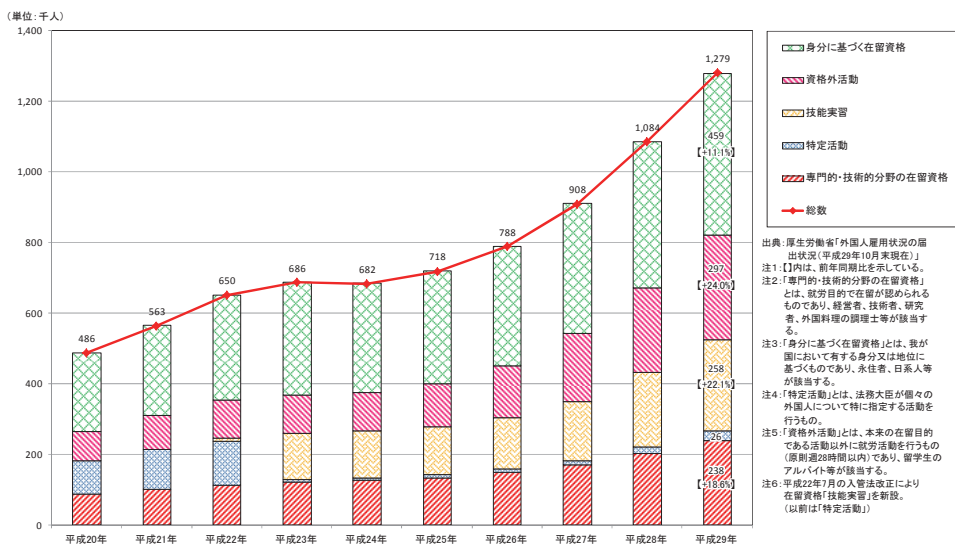
今年の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太方針)が2018年6月15日に閣議決定され、2019年4月から「新たな外国人材の受入れ」を始める方針が示されて以来、外国人労働者の受け入れは日本社会最大の関心事の一つとなっている。介護、外食、建設など14業種

が候補が上がっており、こうした業種で一定の技能と日本語能力を有する外国人に新設する在留資格「特定技能」を付与するという。

新方針策定の背景には深刻な人手不足があり、外国人労働者がすでに急増している現実がある。外国人労働者

の数は東日本大震災の影響で2012年10月に前年から僅かに減少し、68万2千人となったが、そこから急増を始め、2017年10月末現在、倍増に近い127万9千人となっている。在留外国人数も同様に急増し、2018年6月末現在、約264万人となり、日本の総人口の約2%を占めている。

政府は、2014年4月の経済財政諮問会



在留資格別にみた外国人労働者数の推移

出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11665000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/7584p57g.pdf>)

議・産業競争力会議合同会議で「外国人材の活用」方針を打ち出した際に「移民政策と誤解されないように配慮」することを強調して以来、その姿勢を変えていない。今回も、「移民政策とは異なる」ことを強調し、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めないという。

外国人に関わる政策は、どのような外国人に入国を認めるかにかかわる出入国管理政策と、入国を認めた外国人を社会の一員として受け入れ共生社会づくりを進める多文化共生政策に分かれる。後者は外国では社会統合政策と呼ばれる場合が多い。両者はいわば車の両輪ともいえる。政府が今回の政策を「移民政策」と呼ぶ、呼ばないにかかわらず、外国人労働者の受け入れが成功する鍵は、多文化共生政策にある。

一時的滞在者（観光客やビジネスパーソンなど）であれば、多文化共生政策の必要性は低いが、滞在が長期化すればするほど、その必要性は増す。今回の在留資格に認められる期間は5年であるが、技能実習生の場合は、新たな在留資格への移行が自動的に認められるので、合計で8年から10年の滞在が認められることになる。10年滞在する外国人を「移民」と呼ばないとしても、定住者であることは間違いない。日本は2008年をピークに人口減少が進み、特に生産年齢人口は今後40年間で2,500万人以上の減少が見込まれている。長期的に見れば、外国人の更なる増加と定住化が進んでいく可能性が高い。人口減少を前提に社会のあり方を抜本的に見直し、女性や高齢者そして外国人も含めた多様な人々が活躍する新しい社会の形成が求められている。

2000年代までの取り組み

出入国管理政策は国（法務省）の所管だが、多文化共生政策は国と地方自治体が連携して取り組むべき分野である。だが日本では、多文化共生政策は主に外国人住民の多い自治体がこれまで担い、国の取り組みは大きく遅れてきた。

1970年代前半に当時の外国人住民の多数を占めていた在日コリアンの多い川崎市や大阪市といった自治体が、人権の観点から外国人住民施策に取り組み始めた。1980年代後半になると、新たな外国人労働者の受け入れが進み、1990年の改定入管法施行によって、東海地方を中心に南米出身の日系人を中心とする外国人が急増

した。外国人が集住する公営住宅を中心に、ゴミ出し、騒音などのトラブルが起き、外国人の子どもが通う学校では、いじめや不就学などの問題も起きた。そうした自治体では、国際化の観点から多言語での情報提供や生活相談、日本語教室の支援、また学校での日本語指導体制の整備に取り組んだ。

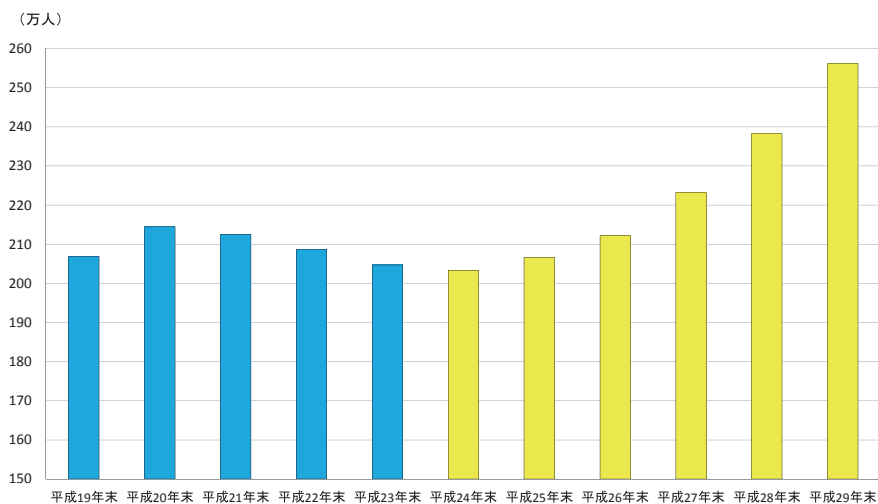
1990年代に外国人労働者が急増した浜松市や愛知県豊田市、群馬県大泉町など13市町が、2001年5月に外国人集住都市会議を結成した。同年10月に「浜松宣言」を発表し、日本人住民と外国人住民が共生する社会づくりを宣言するとともに、国に外国人受け入れ体制の整備を求めた。2004年3月には、愛知県、群馬県、岐阜県、静岡県、三重県および名古屋市が多文化共生推進協議会を立ち上げ、同様に国に対する提言活動を始めた。

こうした自治体の動きを受けて、2006年3月、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、全国の自治体に多文化共生を推進する指針や計画の策定を求めた。それ以降、そうした指針や計画を策定する自治体が増加した。また、同プランが「生活者としての外国人」という観点を打ち出したことで、2006年12月には政府が一体となって外国人の生活環境を整備するため、『生活者としての外国人』に関する総合的対応策も策定された。

2008年9月のリーマンショック以降、日本の景気は急速に悪化し、南米系日系人を中心とする外国人労働者の多くは解雇された。政府は2009年1月に内閣府に定住外国人施策推進室を設置し、外国人労働者支援に取り組んだ。



第1回外国人集住都市会議（浜松、2001年10月）



在留外国人数の推移（総数）

出典：法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/001256897.pdf>)

2010年代の取り組み

2010年に日系定住外国人施策に関する基本指針を策定すると、それ以降、政府の取り組みは日系外国人に焦点を合わせたものとなった。一方、自治体の施策は、外国人を支援の対象とみる観点から外国人を地域づくりの担い手とみなす観点に次第に移っていった。これを筆者は「多文化共生 2.0」（多文化共生の第2ステージ）と呼んでいる。その契機となったのが、2012年1月に東京で開催された日韓欧多文化共生都市（インターカルチュラルシティ）サミットである。欧州からは、欧州評議会が多様性を活かした都市づくりを目指して始めたインターカルチュラルシティプログラムの会員都市であるリスボン市長（現ポルトガル首相）らが参加した。韓国



第1回多文化共生都市サミット（東京、2012年1月）

からは水原市長らが参加し、日本からは、浜松市長、新宿区長、大田区長の3首長が参加した。サミットの最後に採択された東京宣言は、「文化的多様性を都市の活力、革新、創造、成長の源泉とする」ことを謳っている。

一方、2010年代には、少子高齢化や人口減少が深刻な地方の小規模自治体においても、多文化共生の取り組みが進んだ。代表例が2013年に多文化共生プランを策定し

た広島県安芸高田市（人口約3万人）である。今年策定された第2次プランでは、「移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」を基本目標に掲げた。これは、多文化共生の観点に立った地方創生の取り組みといえる。骨太方針と同時に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針」でも、「地方における外国人材の活用」が打ち出されており、今後、こうした自治体が増えていだろう。

こうした2010年代の自治体の新しい動きを踏まえ、総務省は2017年3月に「多文化共生事例集」を策定し、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」に加えて、「地域の活性化やグローバル化への貢献」という新たな多文化共生施策の柱を提起している。

なお、直近の動きとして注目に値するのは、世田谷区が2018年3月に策定した「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」である。同条例は、国籍や民族の違いを理由にした差別や性的少数者（LGBT）への差別の解消を目指し、苦情処理の仕組みを規定している。差別解消をめざした多文化共生の条例としては全国初であり、多文化共生と男女共同参画の両者を取り上げた条例としても全国初となる。東京都も2018年10月に、「多様な性の理解」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組」の推進をめざした「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定している。

今後に向けて

国はこれまで、グローバル化に対応すべく、外国からの高度人材や留学生の受け入れを推進してきた。経済連携協定による看護師・介護福祉士候補者の受け入れも進めてきた。2015年以降、国家戦略特区において家事や創業、農業分野の外国人材も受け入れている。また、第三国定住制度によって少数ながら難民も受け入れている。2017年9月には「介護」の在留資格を創設し、同年11月には、実習期間を3年から5年に延長するなど、技能実習制度を拡充した。そして今回の在留資格の新設である。

こうして、外国人の受け入れは少しずつ拡大してきたが、外国人受け入れ全体の基本理念や政策の方向性は定められてこなかった。今こそ、自治体の取り組みを参考に、国は多文化共生社会のビジョンを描く必要がある。そして、国と自治体、企業や市民団体などが連携・協働して、そうしたビジョンの実現に取り組むためには、多文化共生（社会統合）を推進する基本法の制定と担当組織の設置が不可欠である。国や自治体が連携して取り組む男女共同参画施策、障害者施策、高齢社会対策などには、施策を推進する基本法があり、同様に「多文化共生社会基本法」の制定が必要なのである。

先進国の大半では、社会統合を進める法律を制定し、担当組織を定めている。ドイツでは、2005年1月に移住法が施行され、移民がドイツ語やドイツの法秩序・文化・歴史を学ぶ統合コースが始まった。統合コースを所管するのは、内務省に設置された連邦移住難民庁である。ドイツには移住・難民・統合担当官という国務大臣のポストもあり、全国統合計画を策定している。また、ドイツは連邦制なので、州政府にも統合政策、特に教育政策の権限がある。

韓国も、2007年に在韓外国人処遇基本法を制定し、法務部（法務省に相当）の出入国管理局を出入国・外国人政策本部に改編した。そして、法務部が司令塔的役割を担い、外国人などが韓国語や韓国社会の基本素養を体系的に習得することができる社会統合プログラムを2009年から実施している。第3次外国人政策基本計画（2018-2022）では、「国民共感！人権と多様性が尊重される安全な大韓民国」というビジョンを掲げている。なお、2008年には多文化家族支援法も制定し、「多文化家族」（国際結婚家族）の支援を始めた。こちらは、

女性家族部が所管している。

台湾では1999年に入出国及移民法が制定され、2007年に内政部（内務省に相当）に入出国及移民署（2015年に移民署に改称）が設置され、移民の受入れ体制が整備された。移民署は、「国境管理の強化」「国家安全保障」、「多元文化の尊重」、「移民の人権保障」の4つのビジョンを掲げている。

一方、前述の骨太方針では、以下のように今後の方針が示された。

わが国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体などとの連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。（「骨太方針」28ページより抜粋）

政府は、法務省の入国管理局を拡充して出入国在留管理庁とすることで、同省が関係府省を束ねる司令塔的役割を果たすこととしている。多文化共生政策を推進するためには、新組織に多文化共生の担当部署を置くとともに、省内で人権行政を担う人権擁護局や帰化行政を担う民事局との連携が欠かせないだろう。

また、新組織と地方自治体の連携も大きな課題といえる。骨太方針の策定以降、前述の外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会に加え、指定都市市長会や全国知事会からも国に提言が出されているが、自治体は、国に対して、自治体と連携しながら、多文化共生社会づくりに積極的に取り組むよう強く要請すべきであろう。

一方、今回の政府の新方針には、多文化共生を推進する法律の制定が含まれていない。同法の目的は、多文化共生社会づくりの基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにある。基本法を制定してこそ、国と自治体、企業や市民団体などとの連携も進み、地域社会の取り組みがより効果的なものとなるだろう。

外国人集住都市会議の設立

労働力不足を背景に、1990年6月に入管法が改正され、「定住者」の在留資格が創設され、南米をはじめとする日系人の2世、3世およびその家族が来日し、自由に働くことができるようになった。これを機に、主に製造業が盛んな地域において外国人住民が急増し、言葉や文化の違いによる戸惑いや摩擦が生じてきた。

外国人住民が急増した基礎自治体では、さまざまな課題を解決すべく、多言語による情報提供や日本語教室の開催などを自治体単独または地域の国際交流協会などで取り組んできた。太田市においても、生活ルールや税金、福祉医療などについて、各課からの行政情報の翻訳と多言語による「外国人市民相談窓口」の開設を行い、外国人住民の支援体制整備を進めていった。

しかし、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたり、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多く、基礎自治体での解決に行き詰まりを感じていた。

このような状況の中、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うことや、地域で顕在化しているさまざまな問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的に、浜松市が発起都市として、2001年5月に

外国人集住都市会議（以下、集住都市会議）が設立され、太田市も設立当初より会員都市として活動をしている。

日本語能力が十分でない外国人住民が多く存在することや、外国人住民の多くが派遣などの不安定な雇用形態に留まることなど、まだまだ取り組むべき課題が多くある。また、会議設立から18年目を迎えた会員都市でも、外国人住民の多国籍化・定住化が進み、アジア諸国からの外国人住民の増加など設立当時とは違った社会情勢の変化がある。

現在では、外国人住民への支援だけでなく彼らが持つ多様性をまちづくりに活かし、外国人住民が活躍する社会を目指して取り組みを進めているところである。

現在は15都市が参加している。

県	会員都市名
群馬県	太田市、大泉町
長野県	上田市、飯田市
岐阜県	美濃加茂市
静岡県	浜松市
愛知県	豊橋市、豊田市、小牧市
三重県	津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市
岡山県	総社市

これまでの取り組み

2001年10月に、会員都市首長による会議が開催され、「地域共生」についての浜松宣言と「外国人住民に係わる教育、社会保障、外国人登録等諸手続き」についての提言が出された。これは基礎自治体では初めての外国人住民の支援に対する国への提言であった。

その後、会員都市間の情報共有と調査研究を重ねていき、毎年首長会議を開催し、省庁関係者と集住都市会議の首長による対話の場としてこの集住都市会議が発展してきた。外国人住民が多い街の代表として、各都市の実態を伝えるとともに、国などに対し、就労、社会保障、医療、日本語教育、地域コミュニティ、防災など多岐にわたる分野の提言や規制改革要望を行ってきた。

その成果の一つとして、2012年7月に外国人住民



外国人市民相談窓口（太田市）の様子

に係る住民基本台帳制度が施行され、基礎自治体において外国人住民の居住実態を今まで以上に把握できるようになった。

また、2010年11月には集住都市会議の会員都市間で「災害時相互応援協定」を締結し、会員都市の地域で地震などによる災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援などが困難な場合に、相互に応援を行えるよう防災体制の整備を図っている。

昨年度の首長会議「津会議 2017」においては、外国人住民の自立と共生社会の実現に向けて、企業による日本語教育や指導者育成、年金加入に向けた在留資格のあり方や、外国人住民を貴重な人材として捉えて、地域経済を活性化させるための就労環境のあり方を中心とする多文化共生推進に向けた施策について意見を交わした。

国においても、地域における多文化共生プランの策定をはじめ、日系定住外国人施策に関する基本指針と行動計画の策定や、日本語教員の定数化などの外国人児童生徒の教育の充実に向けた取り組みがなされてきた。



津会議 2017の様子

今後の展望

2019年4月からの新たな在留資格創設に向けた「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）」の調整が進められている。外国人の受け入れ方針を明示する必要性を重ね重ね訴えてきた集住都市会議として、国において外国人材の受け入れについて新たな方針が打ち出されたことは評価したい。

一方で、今回の受け入れ拡大により、政府は5年間で最大34万人の受け入れを想定しており、外国人材の急激な受け入れは、地域社会に非常に大きな影響を及ぼ

すことが予想される。外国人材は労働者であるとともに地域における生活者でもあるという視点と、実効性のある具体的な共生施策を伴わない受け入れの拡大は、集住都市会議が設立された当時の各都市における混乱を再び日本各地に広げることにつながりかねない。

このため、集住都市会議として、新たな外国人材の受け入れについて以下のとおり意見書を国へ提出した。

- ①新たな在留資格の創設などの出入国管理政策は、労働者としてだけでなく生活者としての視点が必要であり、地域社会との共生が円滑に進むよう多文化共生政策と連動して考慮すること。
- ②人口減少、労働力不足を背景とした有期限的な外国人材の受け入れでは、次代を支える人材を育成・確保することに不安を生じることから、中長期的な外国人材の受け入れ方針の明示およびそのための法律や制度などの環境整備を図ること。
- ③外国人施策を総合的に調整、推進する機能を法務省が担うとの方針が示されたが、日本語教育や子どもの教育などの教育施策をはじめ、社会保障、雇用政策など受け入れ後の生活に必要な制度・仕組みの整備について、集住都市会議に参加する基礎自治体のこれまでの経験や蓄積されたノウハウを生かし、受け入れ後の多文化共生政策がより効果的に進められるよう省庁横断的に取り組むこと。

少子高齢化が進み生産年齢人口が減少するのは日本だけではない。外国人材の確保に力を入れている国も多い。今後も外国人材の受け入れがより一層広がっていく中で、日本は外国人材受け入れ政策の大きな転換期を迎えている。外国人労働者が安心して働ける制度設計や地域の一員としての共生施策を、国が責任を持って地方公共団体、関係機関、受け入れ企業などと連携し取り組んでいく必要がある。集住都市会議として、今後も多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく。

～「外国人集住都市会議おおた 2018」開催のお知らせ～

日時 2019年1月29日（火）午後1時～

会場 ティアラグリーンパレス
（群馬県太田市細谷町1番地）

参加者 会員都市、府省庁・自治体関係者、研究者、市民団体ほか

内容 外国人材の受け入れと多文化共生の実現

愛知県が取り組む多文化共生について

愛知県県民文化部社会活動推進課多文化共生推進室

愛知県では、2018年6月末現在、25万人を超える外国人の方が暮らしており、東京都に次いで全国第2位となっている。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒も突出して多いという現状がある。

そのため、「あいち多文化共生推進プラン」を5年ごとに策定し、日本語教育の充実や外国人県民が安心して暮らせる環境の整備など、多文化共生社会づくりに積極的に取り組んできた。

現在は、第3次計画として、2018年3月に「あいち多文化共生推進プラン2022」を策定し、「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」を基本目標に、

ライフサイクルに応じた継続的な支援などを施策目標に掲げ、日本語教育をはじめとした、さまざまな取組を展開している。

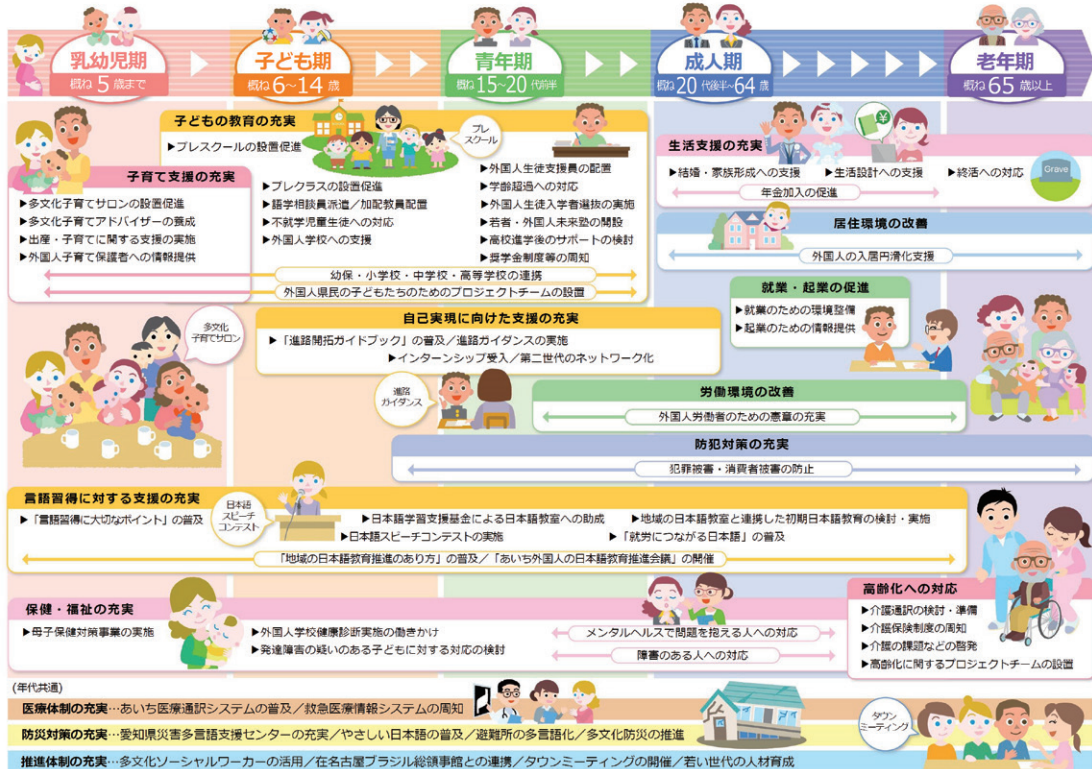
日本語教育の充実

小中学校では、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員の派遣、県立高校では、外国人生徒教育支援員の配置などを行い、外国人児童生徒をサポートしている。また、地元経済界、企業などと協力して造成した「日本語学習支援基金」により、地域のNPOや外国人学校が運営する外国人児童生徒向けの日本語教室に対し、運営費の助成や、学習教材の給付などを行っている。さらに、外国人児童生徒などが自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を図るため、県内在住の外国人児童生徒などから参加者を募集し、日本語によるスピーチコン



あいち多文化共生推進プラン2022

ライフサイクル図



プランで示しているライフサイクル図



平成30年度スピーチコンテストの様子



初期日本語教室

テストを開催している。

乳幼児を持つ外国人県民に対しては、日本人親子との交流の中で、子どもに言葉を教えるポイントなどを学ぶ「多文化子育てサロン」を市町村との連携により実施している。

また、来日して間がなく、日本語がほとんどわからない外国人県民に対して、簡単な日常会話やひらがなを教える「初期日本語教室」と、そうした外国人県民に対して日本語教育が行える人材を育成する「指導者養成講座」を実施している。

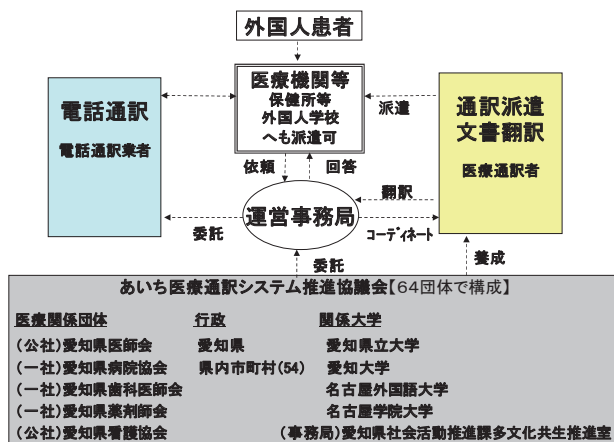
外国人が安心して暮らすための生活支援

外国人県民の相談窓口として、(公財)愛知県国際交流協会に「多文化共生センター」を設置し、子どもの教育問題、DVや離婚、雇用トラブルなどに対し、専門知識を有する「多文化ソーシャルワーカー」が、解決に向けた継続的な支援を行っている。

また、外国人県民に対して、自治会活動やゴミ出しのルールを伝えるなど、地域住民との円滑なコミュニケーションを支援する「地域多文化コーディネーター」の育

成を行っている。

医療の面では、愛知県医師会や県内市町村などと共同で「あいち医療通訳システム推進協議会」を設立し、この協議会を運営主体として、医療機関の依頼に応じた医療通訳の派遣や電話通訳などのサービスを実施している。また、医療通訳者の養成も行っており、現在、通訳者の派遣は12言語に対応している。



あいち医療通訳システムの仕組み

外国人が働きやすい環境の整備

地元経済団体の協力のもと、岐阜県、三重県および名古屋市と共同し、2008年1月に「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を策定し、理念普及のため、企業などを対象にセミナーを開催している。

自治体間の連携

日系ブラジル人などが多数居住する7県1市(群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市)で「多文化共生推進協議会」を設置し、外国人の労働や医療、教育などさまざまな分野で課題や施策についての情報共有や、国への要望・提言活動を行っている。また、国で開催される会議や検討会に参加し、在住外国人の現状や課題、それに対する取り組みなどの重要性について、地域の視点から訴えている。

外国人県民が多く在住する愛知県としては、国の動きも踏まえ、引き続き、市町村や関係機関、NPO、企業などと連携・協働して、多文化共生社会の実現に向けた取り組みをしっかりと進めていきたいと考えている。

川口市は、東京都に隣接していることから通勤・通学に便利なベッドタウンとして人口が増加し続けており、2017年12月には60万人を突破したところである。特に外国人住民数が年間2,000人から3,000人のペースで大きく伸びており、2018年7月1日現在で、3万4,592人、総人口の5.7%に達している。国籍別では、中国が58.3%と最も多く、ベトナムが8.8%、韓国が8.0%と続いている。中国以外ではベトナムの増加が近年著しく、留学生や技能実習生の増加が影響しており、今後もこの傾向は続くものと思われる。

外国人住民が増加を続ける一方で、2020年には東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控えており、今後はさらに訪日外国人の増加も見込まれることから、このような社会情勢を踏まえて、本市では第2次川口市多文化共生指針を策定した。

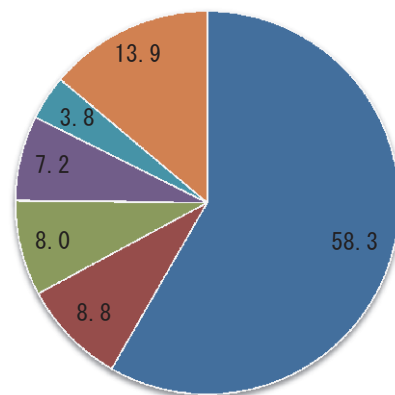
第2次川口市多文化共生指針では、「日本人住民と外国人住民の多様性を活かした元気な川口のまちづくり」を基本理念とし、これまで「支援される側」だった外国人住民を「支援する側」として、新たなまちづくりの担い手として捉え直し、外国人住民も積極的に地域に参加して活躍できるまちづくりの推進を目指している。

具体的には、外国人住民の市で公募する行政委員会・附属機関などの委員としての登用や地域で活動する町会・自治会の役員など運営する側のスタッフとしての参加の促進、さらには、大規模な災害が発生した際に災害弱者となりうる地域の外国人住民を代表する防災リー

ダーとして日本人住民と意思疎通や情報伝達をするような役割を担っていただくなど、外国人目線を取り入れた多文化共生のまちづくりを推進していくものである。

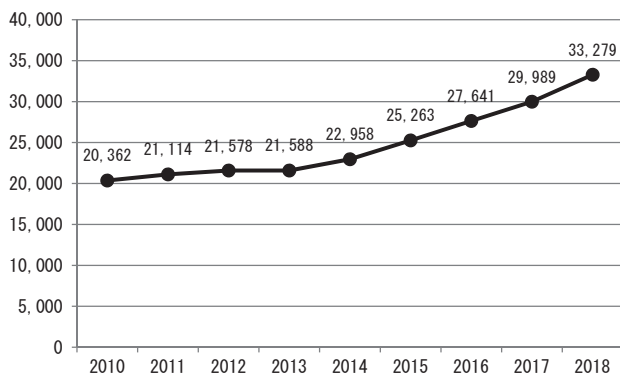
外国人住民が増加を続ける本市において、JR西川口駅周辺を含む横曽根地区における増加が特に顕著である。横曽根地区に在住する外国人は1万人を超えており、市内に在住する外国人の約30%がこの地域に集中している。外国人が集住するこの地域においては、ゴミ捨てに関する苦情が数多く寄せられており、この問題はマスコミでも繰り返し報道されている。

では、なぜ外国人がより多く集住するこの地域でこうした問題が生じてしまうのだろうか。主な要因として、外国人住民がそもそもゴミ出しのルールを理解していないこと、母国での生活においてゴミを分別したり、不要

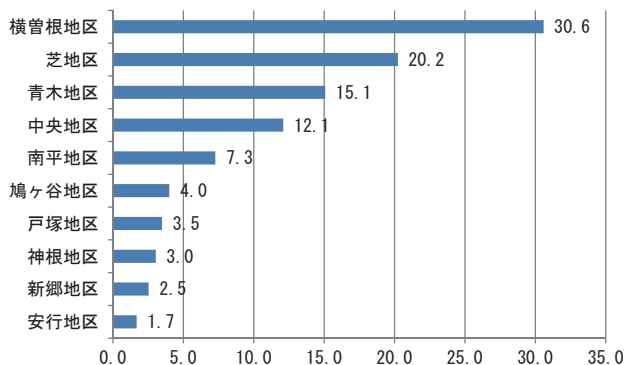


■中国 ■ベトナム ■韓国 ■フィリピン ■トルコ ■その他

国籍別外国人数 (2018年7月1日現在) (単位: %)



外国人数の推移 (各年1月1日現在) (単位: 人)



地区別外国人数 (2018年7月1日現在) (単位: %)

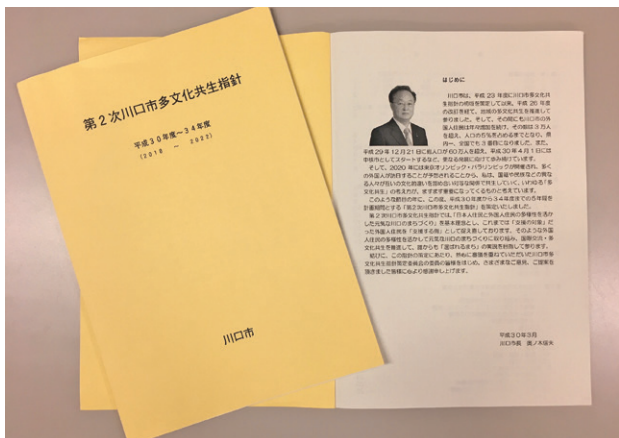
となったものをリユース・リサイクルするといった習慣がなかったこと、日本語がわからないことによる言葉の壁が存在することなどが挙げられる。

そこで、本市では、ごみの出し方を記載したチラシを7か国語（日本語、中国語、英語、ハングル、タガログ語、ベトナム語、トルコ語）で作成し、2018年6月に西川口駅西口周辺地域の約8,500戸への各戸配布を実施した。

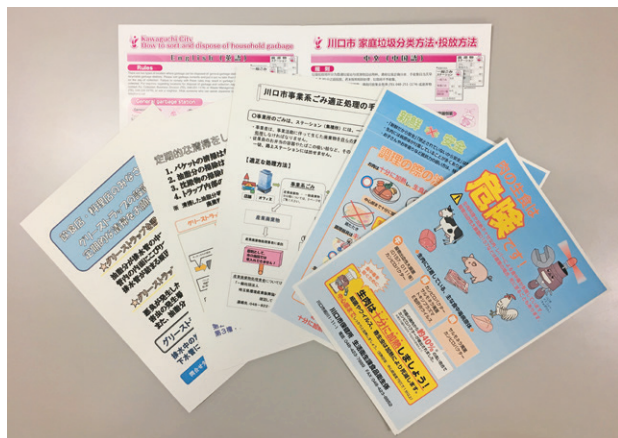
さらに、同年7月・9月には、西川口駅周辺の外国人が経営する飲食店も含めた店舗を対象に、食中毒防止・事業系ゴミの適正処分・廃食用油の適切な排出を啓発する一斉キャンペーンを展開し、さらに西川口駅周辺の買い物客や帰宅者にも夏季に発生しやすい食中毒への意識を高めていただくために啓発チラシや啓発品を配布し、正しい知識の啓発普及を呼びかけた。

また、本市では、西川口駅周辺エリアに限らず、ゴミ出しのルールや生活マナーがわからずに守れていない外国人住民に関する相談が寄せられた際には、国際交流員や外国人相談員など通訳を伴って現地に赴いて直接外国人住民の方にお会いしたうえで、ルールやマナーの啓発をするといった取り組みも行っている。

外国人住民へのルールやマナーの啓発といった取り組みには特に有効な近道もなく、なかなかすぐには目に見えるような成果が上がりづらいものである。これらのやり方は一見非効率のようにも思えるが、地道に時間をかけて、何度も継続していくことで、これからも外国人住民へ地域で生活するうえでのルールやマナーの浸透を図り、多文化共生を推進してまいりたい。



第2次川口市多文化共生指針



配布チラシ等一式



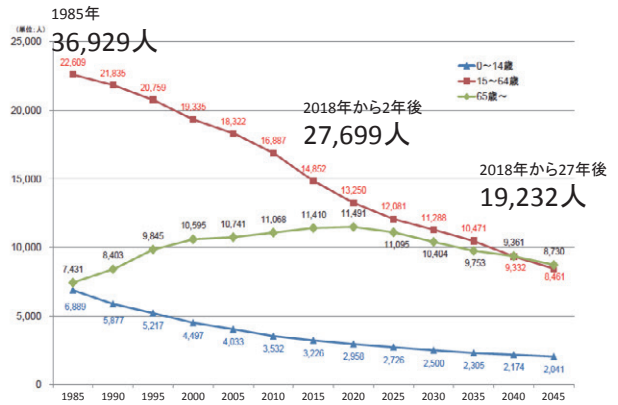
一斉キャンペーン

移住・定住促進にシフトした次代の多文化共生推進プランの背景と課題

特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会 理事・事務局長 明木 一悦

安芸高田市多文化共生推進プラン

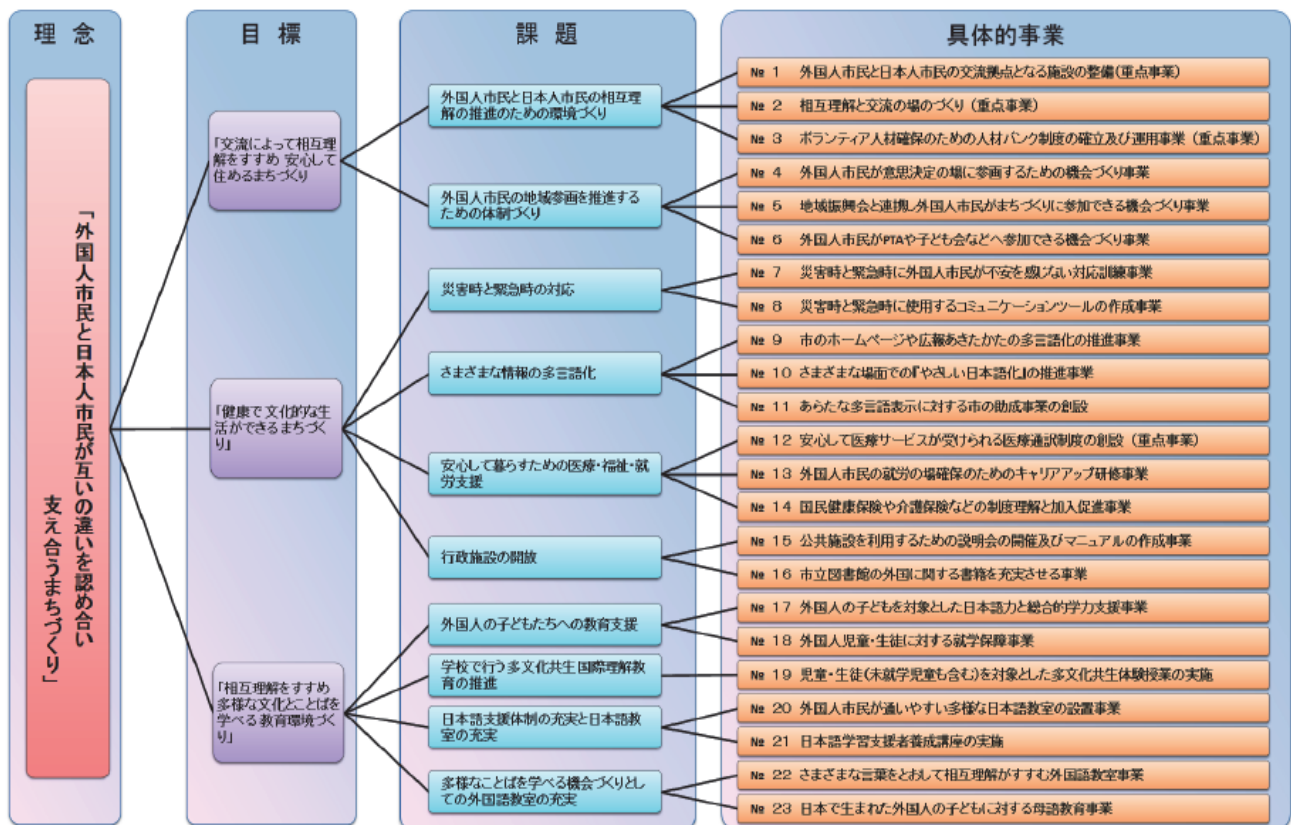
安芸高田市は、2004年に合併して誕生した市で、中国地方のほぼ中央に位置している。合併当初は約3万4,500人であった人口が、現在約2万9,500人まで減少した。市内6町のうち第2の人口規模である甲田町が消滅したと言っても過言ではない。一方、当時の外国人人口比率は約1.5%であったが、現在は約2.1%に拡大した。人口減に対して安芸高田市では、地域内に住む見えない外国人市民の存在に注目し、外国人市民がまちづくりに参画できる環境づくりの政策に打って出た。文化や習慣の異なる外国人市民であるが、その存在は将来を見据えたときに、日本人市民とともに能力を発揮し地域を支える大きな力となることは間違いない。その為、大切な地域の一員として暮らせる環境が必要であり、す



安芸高田市の人口推移の予測

すべての市民がさまざまな立場で参画できる、多様性のある社会を築くことが求められている。

2013年安芸高田市では、外国人住民と日本人市民が、互いに「理解」し「尊重」して、すべての市民と行政が



安芸高田市多文化共生推進プラン 2013年度～2017年度(5か年計画)

協働して「人 輝く・安芸高田市」のまちづくりを進めていくための指針として「安芸高田市多文化共生推進プラン」を策定した。このプランは、外国人市民も法律や条例を守り、税金を納めるといった市民としての義務を果たすと同時に、行政サービスを受け、基本的人権が尊重され、自立した市民として地域で安心して暮らせるように、さまざまな生活支援事業や環境整備に関する事業を定めているのが特徴であった。

行政だけでは担えない多文化共生

2008年安芸高田市国際交流協会は、安芸高田市の海外姉妹都市交流などの事業支援団体として設立された。2013年安芸高田市の多文化共生政策の一翼を担



行政と協会の協働による防災訓練

う団体として法人化をおこない、「特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会」として共に多文化共生を推進している。「多文化共生推進政策」は、行政のしがらみの中だけでは到底対応できる政策ではなく、民間との協働が不可欠であったからだ。

現在協会の活動は、市からの委託や国、県、団体などからの助成を受けて、日本語学習者支援、日本語弱者の子どもの学習支援、多文化共生啓発事業、語学教室、国際交流事業、留学生受入事業、料理教室など、多文化共生や国際交流に関わる事業を行い、多文化共生の推進を担っている。

移住・定住促進に向けたプラン

第1次多文化共生推進プランは、多様性のある生活支援事業や環境整備に関する政策であったが、掲げた事業をほぼ実践でき成果が上がった。その結果は、右にあげた今回のアンケート調査に見て取れ、第2次

プランにおける移住定住政策に向けての大きな要因となった。またワークショップなどで出された意見を基に、当初の目的であった「人口減対策」に向けた「第2次安芸高田市多文化共生推進プラン～多様な市民で創る持続可能なまち～」を策定することとなった。

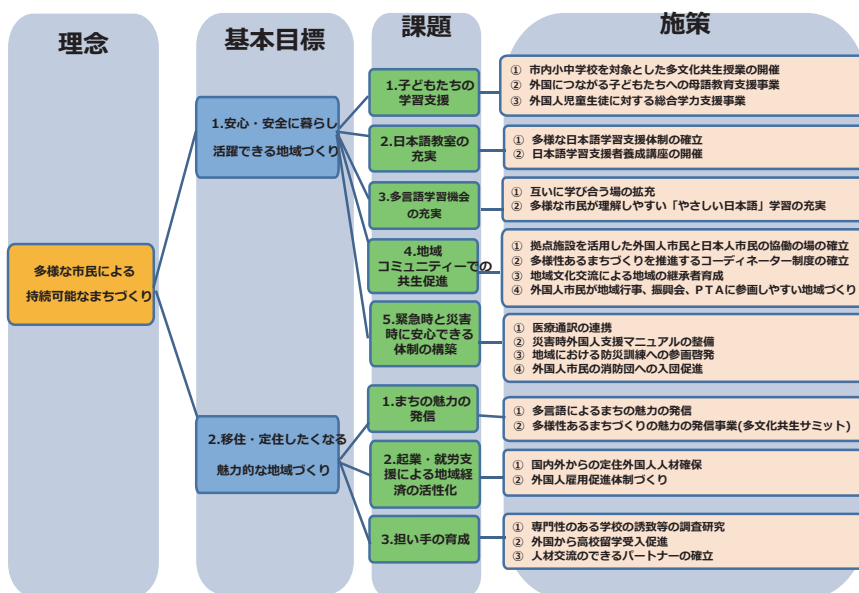
現在約620人の外国人は、安芸高田市総人口の約2.1%を占めているが、その3分の2が技能実習生である。

持続可能なまちづくりにおいては、定住して地域を持続的に守っていただける人材が重要であり、定住者や永住者人口を増やしていくための政策が必要である。そこで今後5年間で本市が抱える問題解決に向けて、これまでの事業を継続し、「安心」「安全」なまちづくりを行うと共に、次のステップとして「移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」のために各種施策を掲げたプランとした。

<http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jinkentabunka/m100/>

外国人移住・定住促進

第2次多文化共生推進プラン策定委員からは、「現在地域企業における人材不足は大きな課題であり、このプランの迅速な実践を求める」との意見がある。それに対して安芸高田市は多文化共生政策を推進するうえで、財政的な課題対策と市役所内の横断的連携を促進して、第2次多文化共生推進プランの中核を占める人口減対策である移住・定住に関わる事項の着実な実行が求められる。



安芸高田市第2次多文化共生推進プラン 2018年度～2022年度（5か年計画）

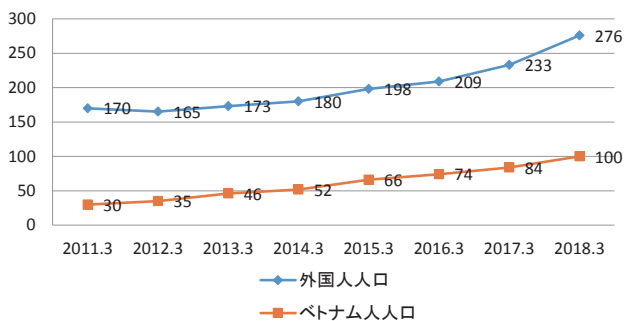
ベトナム交流事業の概要

美作市は、「少子高齢化」や「若者の都市部への流出」などの影響により人口減少が著しい。「18歳の崖」も深く労働者人口も減少の一途をたどっており、企業誘致においても労働者不足がネックとなるケースが非常に多かった。

こうした中、外国人技能実習生の増加により人口に占める外国人の割合が年々増加傾向にある。とくにベトナム人は、2011年3月末時点で30名だったが、2014年3月には52名となっており、3年間で約1.7倍も増加していた。

このため、2014年度より、美作市では、在籍ベトナム人が安心して暮らせるまちづくりやベトナム国との文化・教育・観光などにおいて友好親善を図るとともに、国際交流を進めることで、ベトナム国との人材交流や観光誘客の促進を図り、地域の活性化に資することを目的として、ベトナム国との交流事業を行った結果、2018年3月末時点で在籍ベトナム人は100名（外国人に占めるベトナム人の割合は36%）と急激に増加した。

美作市はベトナム人技能実習生の増加をさらに推進するため、2015年8月に、みまさか商工会がベトナム人技能実習生派遣機関と事業協定を締結し、市内企業のベトナム人材の受け入れのサポートなどを行い、人口減少による労働者不足の改善に貢献している。



美作市の外国人人口の推移

これまで美作市が行ってきたベトナム交流事業

①人材交流について

美作市のベトナム交流の発端として、2015年1月からダナン市にあるベトナム国立ダナン大学との交流を開始した。2015年4月にはダナン大学と「相互の協力に関する協定」を締結し、人材交流やダナン大学での講演などを実施した。人材交流の一環として、2016年1月からダナン大学の卒業生を嘱託職員として採用し、ベトナム語の通訳・翻訳、在籍技能実習生などの生活サポート、SNSを利用した観光情報の発信等々、さまざまな業務を担当している。



ダナン大学の卒業生の嘱託職員のニュンさんとクイーさん

②スポーツ交流について

スポーツの取り組みとしては、2016年10月にベトナムを相手国として2020年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンに登録を申請し、同年12月に登録が決定した。ホストタウンの取り組みとして、2017年、2018年とベトナム国女子サッカー代表チームの合宿が美作市で実施された。今後も2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致を目指して推進していく。



ベトナム女子サッカーナショナルチーム合宿

③美作日越友好協会について

市がベトナム国との交流を進めていることを受け、さらなる親善友好を促進するために、2016年4月には、商工会、企業、市民団体などを中心に美作日越友好協会が設立された。交流事業はこれまでに、ダナン市越日文化交流フェスティバルへの参加やダナン大学への本の寄贈、市民へのベトナム文化の理解促進に向けた取り組みとしてのベトナム語講座などを実施している。また、ベトナム人技能実習生が市民との交流が持てるよう、ベトナム人技能実習生バスツアー、ふるさと祭りでのベトナムブースの出展などを行っている。この技能実習生支援事業は、市民との交流のみならず、市内に点在する技能実習生同士によるコミュニティの形成の一助にもなっている。

ホー・チ・ミン主席像の寄贈

ベトナムとの交流の取り組みが高く評価され、2017

年10月にホー・チ・ミン主席の銅像がベトナム政府より友好の証として寄贈された。今後はこれを契機に日本国内のベトナム人旅行者やベトナム国からのインバウンド観光客の増加などを期待している。



ホー・チ・ミン主席像の贈呈式でのテープカット（右から2番目がベトナム国チュン主席官房長官）

ベトナム交流の今後について

今後美作市では、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、ベトナム国の事前キャンプ誘致とダナン大学との連携による人材連携の強化を目指すとともに、美作市在住のベトナム人が安心して住める街づくりの構築やイベントの開催を図り、更なるベトナム人の定住化や観光客の増加を目的にベトナム交流事業を推進していきたい。



美作日越友好協会主催「技能実習生美作市内バスツアー」粟井春日座にて